

子ども総合センター防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領

平成 17 年 8 月 31 日付 17 新福子子支第 2738 号 福祉部長決定

平成 18 年 6 月 12 日付 18 新福子子支第 428 号 改正

平成 20 年 9 月 8 日付 20 新子サ事第 771 号 改正

平成 23 年 6 月 29 日付 23 新子総児第 483 号 改正

(目的)

第 1 条 この実施要領は、「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（17 新区危危第 181 号）」（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、子ども総合センター所管施設（以下「各施設」という。）において設置する防犯カメラ及びその運用について、施設利用者等の安全確保及び権利保護並びに施設の適正な管理を行うために定めるものとする。

(防犯カメラ取扱責任者及び取扱者)

第 2 条 各施設における要綱第 3 条 3 項に定める防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、児童館及び子ども家庭支援センターにおいては各館長とする。

2 防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）は、施設の職員の中から、管理者が指定する者とする。

3 指定を受けた取扱者は、取扱責任者の指示に従い、防犯カメラを運用するものとする。

(指定児童館の措置)

第 3 条 要綱第 6 条の規定に基づき指定児童館においては、防犯カメラに関する事務の全部を当該施設の指定管理者に行わせるものとする。

2 当該施設における防犯カメラの運用を行う責任者（以下「指定取扱責任者」という。）は、当該施設の施設長とし、要綱及びこの要領に規定する取扱責任者が行うべき事務を行わせるものとする。

3 当該施設における防犯カメラの運用を行うものとして、指定取扱責任者は、当該施設に従事する職員の中から指定取扱者（以下「指定取扱者」という。）を指定し、要綱及びこの要領に規定する取扱者が行うべき事務を行わせることができるものとする。

(児童指導業務委託を実施している施設の措置)

第 4 条 児童指導業務を実施している施設においては、要綱第 6 条の防犯カメラの運用に関する事務の一部を児童指導業務受託事業者に行わせるものとする。

2 前項の規定により児童指導業務受託者に行わせる防犯カメラの運用事務を行うものとして、従事職員のうち、リーダー及びサブリーダーを運用事務取扱者（以下「運用事務取扱者」とする。）とし、要綱及びこの要領に規定する取扱者が行うべき事務を行わせるものとする。

(防犯カメラの設置等)

第 5 条 管理者から各施設の防犯カメラの設置、変更及び廃止の指示を受けた取扱責任者及び指定取扱責任者は、防犯カメラ等の運用に関する報告書（別紙 1）に必要事項を記

載し、管理者に提出するものとする。

(画像又は保管する期間)

第6条 録画機能を有する防犯カメラを設置している施設の取扱責任者及び指定取扱責任者は、要綱第7条の規定に基づき画像を保管する期間を経過した画像が保管されていないことを日々確認するものとする。ただし、防犯カメラが自動消去される機種である場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、特に画像の保管が必要な場合は、取扱責任者及び指定取扱責任者は管理者に速やかに報告するとともに、画像保管延長理由書（別紙2）を提出するものとする。

(提供の制限)

第7条 録画機能を有する防犯カメラを設置している施設において、要綱第8条のただし書きに掲げる要件により画像の提供を求められた場合は、取扱責任者及び指定取扱責任者は管理者に速やかに報告するものとする。

(苦情等への対応)

第8条 各施設において、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情、画像の流失若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合は、取扱責任者及び指定取扱責任者は管理者に速やかにその事実を報告し、管理者の指示に従うものとする。

(運用状況の記録及び報告)

第9条 取扱責任者又は指定取扱責任者は、防犯カメラ運用状況報告書（別紙3）により管理者に翌月の8日までに報告するものとする。ただし、防犯カメラが自動消去される機種である場合は、防犯カメラ運用状況報告書（別紙3-2）により管理者に翌月の8日までに報告するものとする。

(研修)

第10条 管理者は、取扱責任者、取扱者、指定取扱責任者、指定取扱者及び運用事務取扱者に対して、年1回以上、防犯カメラの適正な運用を行うために、研修を行うものとする。

附則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月12日から施行し、同年4月1日から適用とする。

附則

この要領は、平成23年6月28日から施行し、同年4月1日から適用とする。

防犯カメラ管理者

施設名

防犯カメラ取扱責任者又は指定取扱責任者
氏名

記

施設名		
報告種別	1 設置	①撮影装置設置場所
		平面図、側面図に撮影装置の設置箇所を○印で表示する。また、画像の撮影範囲を斜線で表示する。 ＜平面図＞ <

報告事由発生日		年 月 日			
台数	撮影装置	台、映像装置		台、記録装置 台	
取扱責任者 又は 指定取扱責任者		氏名			
		緊急時連絡先（電話 — — ）			
取扱者、指定取扱者 又は 運用事務取扱者		氏名			
		緊急時連絡先（電話 — — ）			
		氏名			
		緊急時連絡先（電話 — — ）			
		氏名			
		緊急時連絡先（電話 — — ）			
備考					

年 月 日

画像保管延長理由書

防犯カメラ管理者

子ども総合センター所長 あて

施設名

防犯カメラ取扱責任者又は指定取扱責任者
氏名

子ども総合センター防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により画像保管の延長を行います。

記

<延長保管画像の内容> 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
<保管理由>
<保管延長期間> 年 月 日 から 年 月 日 まで
<保管方法>

防犯カメラ運用状況報告書

防犯カメラ管理者

子ども総合センター所長 あて

施設名

防犯カメラ取扱責任者又は指定取扱責任者

氏名

子ども総合センター防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領第9条の規定に基づき、
下記のとおり防犯カメラの運用状況について報告します。

記

1 消去確認

年		月分			取扱責任者	取扱者	消去確認日
日	取扱責任者	取扱者	消去確認日	16			月 日
1			月 日	17			月 日
2			月 日	18			月 日
3			月 日	19			月 日
4			月 日	20			月 日
5			月 日	21			月 日
6			月 日	22			月 日
7			月 日	23			月 日
8			月 日	24			月 日
9			月 日	25			月 日
10			月 日	26			月 日
11			月 日	27			月 日
12			月 日	28			月 日
13			月 日	29			月 日
14			月 日	30			月 日
15			月 日	31			月 日

2 特記記録

月 日	事 由	内 容
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	

防犯カメラ運用状況報告書

防犯カメラ管理者
子ども総合センター所長 あて

施設名

防犯カメラ取扱責任者又は指定取扱責任者
氏名

子ども総合センター防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領第 9 条の規定に基づき、
下記のとおり防犯カメラの運用状況について報告します。

記

1 運用状況

2 特記記録

月 日	事 由	内 容
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	
月 日	画像の複製 画像の印刷 苦情等の受付 その他	